

裁判例から考える薬剤師の疑義照会の意義－3－ 一薬剤師の自己研鑽義務－

○喜来 望<sup>1</sup>, 秋本 義雄<sup>2</sup>, 海老澤 哲<sup>6</sup>, 鈴木 順子<sup>1</sup>, 鈴木 政雄<sup>3</sup>, 福島 紀子<sup>4</sup>, 宮本 法子<sup>5</sup> ( <sup>1</sup>北里大薬, <sup>2</sup>東邦大薬, <sup>3</sup>いわき明星大薬, <sup>4</sup>慶應大薬, <sup>5</sup>東京薬大薬, <sup>6</sup>医学アカデミー )

【はじめに】医療を患者個人において、有効で安全なものにするためには、患者の訴えを、その言葉と関心に基づいて聞き取り、また、医療措置に必要な情報として再構築するだけの能力が必要とされる。このような鋭敏で適正な情報把握・処理能力は、日頃の研鑽によってのみ培われる。専門的医療者にとっては、不断の自己研鑽は努力目標ではなく義務であることを事例に基づいて考証した。

【検討事例】平成6年12月26日福岡地裁判決 参照 判例タイムス 890号 214ページ：アスピリンぜん息患者が、歯科医師の投与したロキソニンによりアスピリン喘息発作を起こして窒息死した事例

【主要な判旨】①診療領域で、日頃使用している医薬品の禁忌性等に関する認識の欠如を研鑽義務違反と指摘した。②医療措置を行うにあたり、自己の知識的背景に基づき的確な情報把握を行うべきいわゆる「問診義務」違反を認定した。③前2項に連続し、医療上の「注意義務」違反を認定した。

【考察】患者のぜん息発作による死亡は、歯科医師が、日頃使用しているロキソニンによって引き起こされる「アスピリンぜん息」について、何ら確かな認識を持っていなかったことを契機とする判断ミスの上で起きた。判旨はこれを、研鑽義務違反、問診義務違反、注意義務違反と重層的に指摘する。何より重要なことは、認識なきところに疑念は生じ得ないということである。本件の歯科医師は標準的な問診票の情報の意義や重要性すら配慮せずに、医療措置を行った。医療専門職は、結果が他者に及ぶ仕事をするという重責を担うのであり、判断の上で1つでも多くの疑念をもち、回答してゆく義務がある。研鑽義務は普段聞きなれない言葉であるが、医療者には、本来的「義務」であることは疑い得ない。